

障害者福祉システム等標準化検討会（第2回）

令和5年9月15日 【資料3】

障害者福祉システム等標準化検討会 （第3回）

令和5年度下期の検討論点
（事務局案）

令和5年9月15日

事務局提出資料

最新の動向(令和5年6月以降)

No	日付	主務	内容
1	令和5年6月16日	デジタル庁	新規 「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」 改定 「標準仕様書間の横並び調整方針について」 新規 「データ要件・連携要件の運用について」
2	令和5年6月30日	デジタル庁	新規 「文字要件説明資料」 新規 「データ要件・連携要件における適合確認試験の全体像」 正誤 「一部の業務のデータ要件・連携要件各論」 正誤 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 別紙」 改定 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針【第1.2版】」 新規 「地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についての全体バージョン管理」 新規 「地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書バージョン管理」
3	令和5年7月14日	デジタル庁	地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会(第3回)
4	令和5年7月31日	デジタル庁	正誤 「一部の業務のデータ要件・連携要件各論」
5	令和5年8月10日	デジタル庁	更新 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 FAQ」
6	令和5年8月31日	厚生労働省	正誤 「障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】」
7	令和5年9月1日	デジタル庁	地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議
8	令和5年9月末 予定	デジタル庁	改定 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.1版】」 改定 「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第3.0版】」

1. 令和5年度下期に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書を2.1版(20230831正誤対応版)から3.0版に改定するための検討論点は以下としております。

No	検討の論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応	制度改正	3頁	令和6年3月
2	特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応(省令改正対応)	制度改正	4頁	
3	指定都市要件の「再検討」等について、必要な要件を追加	制度改正以外	5頁	
4	検討の論点3で追加となった機能について、必要な機能を指定都市以外の市区町村へ適用	制度改正以外	—	
5	指定都市要件の「成案」で、2.1版に反映済の機能(39件)について、必要な機能を指定都市以外の市区町村へ適用	制度改正以外	6頁	
6	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し	制度改正以外	7～11頁	

・「公費負担医療のオンライン資格確認の対応」については、検討中となっております。

・「精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応(省令改正対応)」については、鉄道事業者の運賃割引実施時期に関する国土交通省からの回答により改定の時期は確定する予定となっております。

なお、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた正誤対応についても、正誤対応する内容を確認する予定としております。

2. 令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【障害法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成期間を延長する。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者連携」を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自らの生活支援を推進する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースの整備【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 障害者総合支援法、障害者雇用促進法、障害福祉サービス等に関するデータベースの整備を行う。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、指定要件を明確化する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

令和6年4月1日施行分について必要な見直しを行う。

※ 「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における「報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ」が令和5年12月に予定されていることから、令和6年1月のWT以降で検討する予定。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1

3. 特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応

② 特別児童扶養手当証書の原則廃止について

「特別児童扶養手当証書（施行令 13 条 4 項）については、必要性や廃止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和 5 年 10 月までに必要な措置を講ずる。」とされたところである。

検討の結果、

- ・ 送金通知書払いの対象者を除いて、証書の発行を廃止することとしつつ、
- ・ 受給資格者から申請があった場合に、受給状況に係る証明書を発行する事務について新たに規定する

こととし、かつ、現況届の後に「特別児童扶養手当支給継続通知書」（仮称）を発出することができることとする予定である。なお、本改正は令和 6 年の現況届以降から適用されるようにする予定である。現在、必要な省令等の改正に向けて準備を進めているところであり、詳細は別途お示しする。

左記の記載に関する見直しを行う。

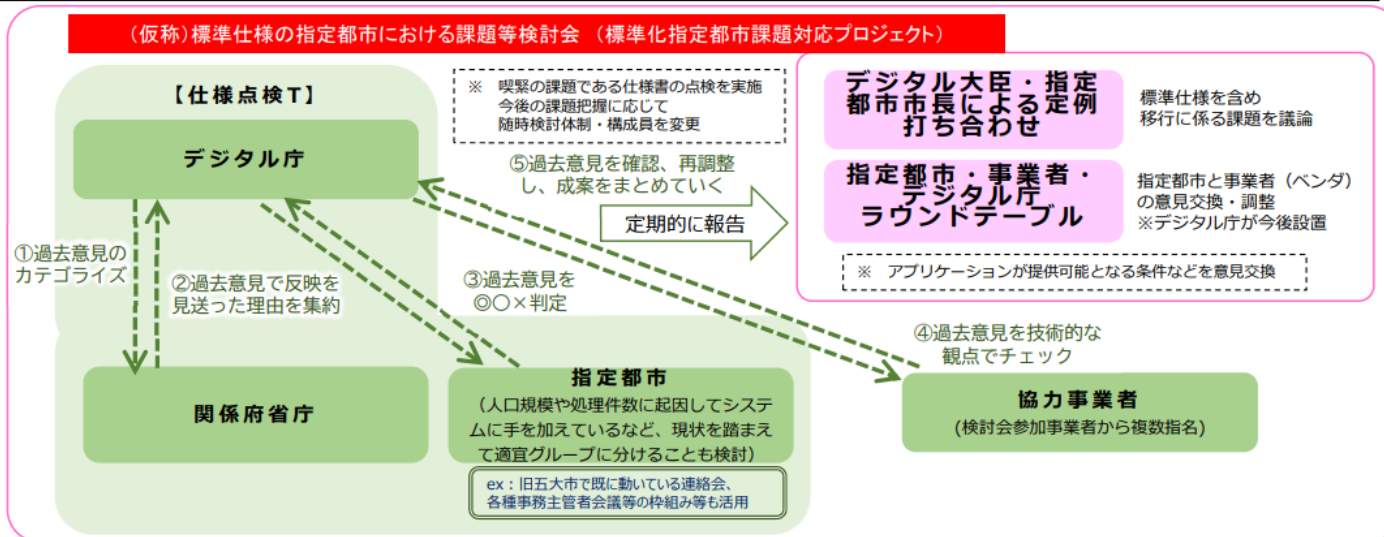
※ 11月WTで検討する予定。

【出典】 令和5年3月10日 「障害保健福祉関係会議資料」(1)企画課 15頁

4. 指定都市要件の「再検討」の検討

標準仕様の指定都市における課題の検討体制・手順（案）

標準仕様の指定都市における課題等を2022年度内を目途に点検するため、関係者の参画のもと「（仮称）標準仕様の指定都市における課題等検討会」を開催。実務者レベルの点検を集中的に進めるとともに、デジタル庁・関係府省庁・指定都市・事業者におけるハイレベルな調整を行い、指定都市が利用可能な標準準拠システムの導入を目指す。



検討の手順

- ①【デジタル庁】過去の意見照会のカテゴリライズ（制度的・組織的な必須記載内容の不足の点検など）【作業着手済・11月下旬まで】
 - ②【デジタル庁】①の際に、過去の意見照会で反映を見送った理由を関係府省庁から集約【作業着手済・11月下旬まで】
 - ③【指定都市】②をもとに、他指定都市の意見照会回答も含め◎○×で判定し、全指定都市及び関係府省庁と共有【1月半ばまで】
 - ④【協力事業者】③について、技術的な観点でパッケージに取り込めるか確認【2月半ばまで】
 - ⑤【デジタル庁、関係府省庁、指定都市】②③④を確認し、異論があるものについて再調整し、成案をまとめていく【2022年度内目標】
- ※成案決定後速やかに仕様に反映を行うが、原則として成案を採用することを関係者間で合意し、開発に支障が生じないようにする。

当検討の経緯は、令和4年度下期にデジタル庁が主体的に進めた「標準仕様の指定都市における課題の検討」における残課題について、各業務で検討することとなったためである。

令和5年3月31日時点における障害者福祉業務の指定都市要件（324件）の検討結果は以下のとおりである。

- 成案：53件
うち50件は2.1版反映済
うち3件は反映見送り
- 標準オプションとして成案：0件
- 再検討：265件
- 不採用：3件
- その他（重複記載）：3件

上記の赤字部分が令和5年度下期検討の母体となる。

【出典】 令和4年11月8日 「標準仕様の指定都市における課題等検討会（第1回）」 デジタル庁

5. 必要な機能の指定都市以外の市区町村へ適用

標準仕様書（障害者福祉）

第2.1版（令和5年3月）

- ▶ [PDF 標準仕様書 \[PDF形式: 1,627KB\] \[1.6MB\]](#) 📄
- ▶ [PDF \(別紙1\) 業務フロー \[PDF形式: 985B\] \[985KB\]](#) 📄
- ▶ [PDF \(別紙2\) 機能・帳票要件 \[PDF形式: 3,955KB\] \[3.9MB\]](#) 📄
- ▶ [PDF \(別紙3\) 帳票詳細要件 \[PDF形式: 3,656KB\] \[3.6MB\]](#) 📄
- ▶ [PDF \(別紙4\) 帳票レイアウト \[PDF形式: 17,828KB\] \[17.5MB\]](#) 📄

(別紙2) 機能・帳票要件 [Word・Excel形式]

- ・ [\(別紙2\) 機能・帳票要件](#)
- ・ [\(別紙2\) 機能・帳票要件 見え消し](#)
- ・ [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\)](#)
- ・ [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\) 見え消し](#)

2.1版に反映済の以下の指定都市向けの機能・帳票要件（39件）のうち、指定都市以外の市区町村へ適用する要件を検討する。

※ 1月WTで検討する予定。

- 名前
- [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\) _01.障害者福祉共通.xlsx](#)
 - [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\) _02.身体障害者手帳.xlsx](#)
 - [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\) _03.療育手帳.xlsx](#)
 - [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\) _04.精神障害者保健福祉手帳.xlsx](#)
 - [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\) _05.国制度手当.xlsx](#)
 - [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\) _06.障害福祉サービス等（受給者管理）.xlsx](#)
 - [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\) _07.障害福祉サービス等（給付管理）.xlsx](#)
 - [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\) _08.自立支援医療（更生医療）.xlsx](#)
 - [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\) _10.自立支援医療（精神通院医療）.xlsx](#)
 - [\(別紙2\) 機能・帳票要件 \(指定都市\) _12.特別児童扶養手当.xlsx](#)

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し

No	ご意見・ご質問の内容	事務局見解	ご意見元
1	<p>8.自立支援医療(更生医療) 8.5.統計管理機能 機能ID:0220915 (別添様式2)自立支援医療における支給認定の状況の再掲である「食事療養標準負担額零円」については標準仕様書記載の管理項目、データ要件に相当する項目がないため、集計対象外としてよいかご教示いただきたい。</p> <p>以下資料において「食事療養費の免除に該当する場合は、その旨を受給者証及び管理票に記載すれば良いものとする」となっているが、現在の標準仕様書記載の管理項目、データ要件に相当する項目がないため、帳票への印字、集計することができないため ※資料 自立支援医療に係る生活保護移行防止策(生保減免)について 平成18年2月10日 厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課 発出 https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/old/documents/siryu9(4).pdf</p>	<p>「食事療養標準負担額零円該当フラグ」といった管理項目を追加し、集計できるように対応する必要があると考えております。</p>	<p>検討課題一覧 No.9</p>
2	<p>2.身体障害者手帳 2.5.集計表作成機能 機能ID:0220269 福祉行政報告例第14表の再掲である「糖尿病を主原因とする」については、標準仕様書記載の管理項目、データ要件に相当する項目がないため、集計対象外としてよいかご教示いただきたい。</p> <p>福祉行政報告例第14表の再掲である「糖尿病を主原因とする」は、現在の標準仕様書記載の管理項目、データ要件からは再掲不能なため。</p>	<p>「障害部位ごとの視覚障害(糖尿病主原因)該当フラグ」といった管理項目を追加し、集計できるように対応する必要があると考えております。</p>	<p>検討課題一覧 No.10</p>

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し

No	ご意見・ご質問の内容	事務局見解	ご意見元
3	<p>帳票ID:0220105</p> <p>福祉サービスの事務処理要領において、暫定支給対象者については決定通知書中に“「支給決定期間のうち令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までは暫定支給決定期間とする。」旨とともに、暫定支給決定期間中のアセスメントにより、サービス利用の継続による改善効果が見込まれない場合は支給決定を取り消すことがある旨を記載”することになっております。</p> <p>現在の帳票詳細要件には本内容の記載が無いため、印字する必要がある場合は、帳票詳細要件に記載して頂きたい。</p> <p>なお、決定通知書内の「特記事項」は受給者証(六)面の特記事項の内容が印字され、「自由記載1」は印字内容がお客様により自由に設定可能な項目であるため、暫定支給の文言については別途印字領域を確保する必要があると考えます。</p>	<p>暫定支給対象者の決定通知書への印字について、事務処理要領にあわせた対応が必要と考えております。</p>	<p>検討課題一覧 No.18</p>

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し

No	ご意見・ご質問の内容	事務局見解	ご意見元
5	<p>障害者福祉_帳票詳細要件に示される条件記載について (別紙3)帳票詳細要件.pdf</p> <p>帳票ID:0220155(高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書)について、通番14「本人支払額」の「印字編集条件など」欄に記載の「利用あり」「利用なし」の記載が逆転しています。</p>	<p>ご指摘のとおり、記載が逆になっておりますので、読み替えて解釈していただくようお願いいたします。仕様書の見直しについてはR5年度下期の改定にあわせて対応を検討いたします。</p>	<p>検討課題一覧 No.24</p> <p>※標準化PMO ツールからの 問合せ</p>
6	<p>特別児童扶養手当 帳票ID:0220220 01.市町村 特別児童扶養手当受給資格者名簿(表面)の口座情報・手当月額について、口座情報は機能ID:0221162にて、手当月額は機能ID:0221164で機能標準オプションされていますが帳票詳細要件のシステム印字項目が実装必須となっています。管理項目が標準オプションであれば、印字項目も標準オプションではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の内容につきまして、管理項目を実装必須機能に変更すべきか、システム印字項目を標準オプション機能に変更すべきか等につきまして検討いたします。</p>	<p>検討課題一覧 No.26</p> <p>※標準化PMO ツールからの 問合せ</p>
7	<p>医療型個別減免対象者の自動計算について</p> <p>02_障害福祉システム標準仕様書【第2.1版】(別紙2)機能・帳票要件の機能ID:0228030について、「また、機能ID:0220628 は、医療型個別減免対象者の場合は自動計算の対象外とする。」とありますが、医療型個別減免対象者であっても機能ID:0220628の項目は自動計算が可能である認識です。</p> <p>そのため、「～自動計算の対象外としてもよい。」のような記載に変更いただけないでしょうか。</p> <p>対象外にしなければならない理由がございましたらご教授ください。</p>	<p>機能ID:0228030の「また、機能ID:0220628 は、医療型個別減免対象者の場合は自動計算の対象外とする。」の記載は機能ID:0220628の機能として医療型個別減免対象者の場合は機能ID:0228030で定めた管理項目がないため、自動計算の対象外である旨を記載したものとなりますが、機能ID:0228030への記載が不適切であり、ご意見のように誤解を生じさせる原因となりますので、機能ID:0228030から記載を削除し、機能ID:0220628へ医療型個別減免対象者の場合は自動計算の対象外とする旨の補足を追記する方向で検討いたします。</p>	<p>検討課題一覧 No.29</p> <p>※標準化PMO ツールからの 問合せ</p>

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し

No	ご意見・ご質問の内容	事務局見解	ご意見元
8	<p>障害者福祉システム標準仕様書第2.1版において、機能ID:0220040、0220041で、自立支援医療の更生医療、精神通院医療の他システムへのデータ連携を定めていますが、同じ自立支援医療である育成医療については定めがないようです。</p> <p>これは実務上必須機能ですので、標準仕様書に記載がなくても実装しても問題ないでしょうか。不可であれば代替手段をご教示ください。 [質問の背景]</p> <p>本市では自立支援医療の資格情報を他システムへ連携しており、標準化後も同様に行う想定です。その中で、育成医療についてもデータ連携したいと考えております。</p>	<p>育成医療情報の他システムへの提供機能につきましては、これまで意見が無かったことから規定しておりませんが、更生医療、精神通院医療と同様に他システムへ提供する機能の追加について検討いたします。</p> <p>なお、他標準準拠システムへ提供する必要がある場合は、利用する側のシステムの機能要件への規定や機能別連携仕様への規定も必要となることから、他業務側への問合せも行っていただきますようお願いいたします。</p>	<p>検討課題一覧 No.32</p> <p>※標準化PMOツールからの問合せ</p>
9	<p>標準仕様書本編P5</p> <p>「独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務とは、標準化対象事務とは別の申請を必要とする事務ではなく、現物給付による事務のうち、受給者証や支給券等に上乗せの内容を合わせて印字する必要がある事務について、障害者福祉システム標準仕様書の規定の範囲で対応可能なものをいう。」</p> <p>とありますが、この受給者証は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援受給者証や障害福祉サービス受給者証のことでしょうか。 ・それとも、地方自治体独自の受給者証のことでしょうか。 ・あるいは、両方を指すものでしょうか。 <p>支給券等の定義とそれとの関係も併せて教えてください。</p>	<p>受給者証とは「自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証、補装具費支給券」を指しており、地方自治体独自の受給者証は横出しに当たるため該当しません。なお、標準仕様書本編への記載内容ではわかりにくいとのご意見ですので、記載の見直し(補記等)を検討いたします。</p>	<p>検討課題一覧 No.33</p>

標準化PMOツールやWT・ベンダ構成員からのご意見・ご質問のうち、法令等により本来規定すべき機能が漏れていた・適切ではなかった事項、平仄を合わせる事項について対応を検討する。

※ 11月WTで検討する予定。追加の事項が発生した場合は1月、2月WTにおいても検討する。